

6月1日～7日は「水道週間」

水道週間は、水道の現状や課題への理解を深め、持続可能な水道とするための取り組みを考える週間です。節水を心がけ、水を大切に使いましょう！

■今年のスローガン

「たいせつに みずはみんなの たからもの」

■問い合わせ先

企業経営課 ☎(32)8911

水道料金・下水道使用料は便利な口座振替で

一度手続きをすれば、振替日に料金が引き落とされ、便利です。

□口座振替を申し込むには

口座振替を依頼する金融機関の市内支店の窓口でお手続きください。市外支店をご希望の場合は、企業経営課へお問い合わせください。

■口座振替できる金融機関

足利銀行、栃木銀行、ゆうちょ銀行(関東各都県、山梨県)、みず

ほ銀行、三井住友銀行、足利小山信用金庫、宇都宮農業協同組合、小山農業協同組合

■お持ちいただくもの

通帳、届出印、お客様番号が分かるもの(納付書または料金などのお知らせ)

■口座振替日 検針月の25日(休日の場合は翌営業日)

■問い合わせ先

企業経営課 ☎(32)8911

個人住民税の定額減税



令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

■対象者 令和6年度市・県民税所得割の納税者のうち、前年の合計所得金額が1,805万円以下の方
※国内に住所を有する方に限ります。

■減税額 本人、控除対象配偶者を含む扶養親族1人につき1万円

※控除対象配偶者及び扶養親族の判定は、原則、令和5年12月31日の現況によります。

※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

■徴収方法

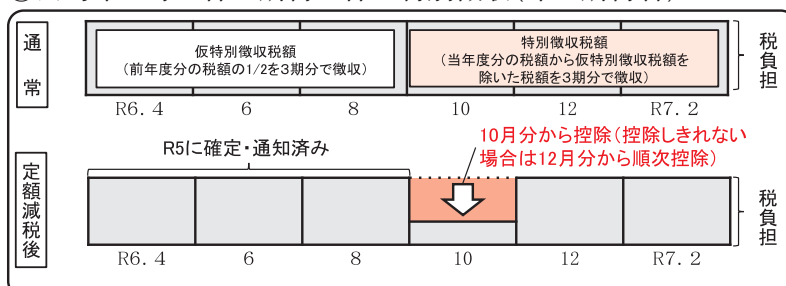
①給与所得に係る特別徴収(給与所得者)



②普通徴収(事業所得者等)



③公的年金等に係る所得に係る特別徴収(年金所得者)



■その他

- 減税額については、特別徴収税額通知書の摘要欄または納税通知書の3ページに記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。給付金については、詳細が決定次第広報しもつちや市のホームページなどでお知らせします。
- 所得税(国税)の定額減税の詳細は、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。

URL <https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>

■問い合わせ先

税務課 ☎(32)8891

